

「売買契約」を知っていますか？

年 組 番 名前

(1) 売買契約の説明文について、①～③の()の中にあてはまる言葉を書きましょう。

買う人が、ある物を(① 「**買いたい**」と**申し込み**)、売る人が承諾して、おたがいの意思が合ったときに、売買契約が成立します。売買契約が成立すると、おたがいに責任(義務)が発生します。買う人の義務は(② **代金を支払うこと**)、売る人の義務は(③ **商品を引き渡すこと**)です。契約が成立する前は、何を、いくらで、誰から買うのか、調べて、考えて、自由に選ぶことができますが、いったん契約が成立したら、勝手に契約をなかったことにすることはできません。

(2) 動画を思い出しなが、次の【A】と【B】の質問の答えを考えてみましょう。

【A】 売買契約が成立したのはいつか、あてはまる場面の記号に○をつけましょう。

①菓子の購入



(a) (b **○**) (c) (d)

②宅配の注文



(a) (b **○**) (c) (d)

【B】 次の①②の買い物について、売買契約が成立したのはいつか説明してみましょう。

①コンビニやスーパーのレジで買い物をするとき

ショウタ: 買い物をするとき、黙って商品をレジに置いて、いちいち「これをください」って言わないよね。

ユイ: 店員さんも黙ってバーコードの読み取りをするけれど、いつ、売買契約が成立するのかな？

(あなたの考え) 例: **お客が値段の分かっている商品をレジに置くことが申し込み、**

店員がバーコードの読み取りをするのが承諾にあたり、バーコードの読み取りをした

ときに申し込みと承諾が一致するので、このとき成立する。

ヒント: お客と店員の会話が無いとき、「申し込み」と「承諾」に該当することは何だろうか。

②スマホのアプリで宅配の注文をするとき

ダイキ: スマホのアプリで宅配の注文をするときは、店員さんと会話しないで、画面をポチっとするだけなんだけど。

サクラ: インターネットの買い物もそうだね。こんなときは、いつ、売買契約が成立するのかな？

(あなたの考え) 例: **品物名や数をアプリの注文画面に入力して「注文する」ボタン**

をクリックすると「この内容と値段で注文を確定しますか?」と「確認画面」が出るので、

再確認してクリックすると成立する。

ヒント: 画面の操作だけかしないとき、「申し込み」と「承諾」に該当することは何だろうか。

(アドバイス) 電子契約をするときは特別の法律があって、申し込みの「確認画面」を事業者が表示しない場合、勘違いや操作ミスでクリックしても契約が成立しなかったり、成立したとしても取り消したりできます。注文するときは必ず「確認画面」で確認しましょう。トラブルがあったとき、わからないときは消費生活センターなどで相談するようにしましょう。

(3) 売買契約が成立するのはいつなのか、なぜ、考えないといけないのでしょうか。その理由を説明してみましょう。

(あなたの考え) 例: **売買契約が成立すると、買う人も売る人もそれぞれ義務が発生**

するし、お互いの権利が実現することを期待しているので、一方が勝手に契約を無かつ

たことにはできない。だから、契約が成立するよりも前に、本当に買うかどうか、約束が

守れるかよく検討しておくために、いつ成立するかわかっていないといけないため。

ヒント: 売買契約が成立する前と後で、買い物をする人にできること、しなければならないことがどう違うかに注意して考えてみましょう。

【司法書士からのアドバイス】

みなさんが、これから身近な生活の場面で様々な買い物をする際に、消費者としてどのように考え、行動すれば良いのかを考えていくときに、最も基礎となる知識の一つが、「売買契約」の仕組みです。特に、「売買契約はいつ成立するのか」が分かることは重要で、このワークには、そのヒントとなる質問をたくさん掲載しています。みんなで考えて、チャレンジしてみてください。

おとなの人たちは、売買契約の他にも、電気・ガス・水道などを使う、電車に乗る、家を借りる、給料をもらって働くなど、様々な契約をしながら暮らしています。おとなになれば、自動車や家のようなとても高額な売買契約をする機会もあるかもしれません。将来、そういう難しい契約をするときにも、このワークで学習したように、「契約はいつ成立するのか」を見分けられることが、必ず役に立ちますよ。

